

ID: 232

担当部署: 上下水道課

処分の概要	負担金の減免		
例規名 根拠条項	聖籠町下水道事業受益者負担に関する条例 第9条		
例規番号	平成10年 条例第27号		
<p>【根拠条文】 (負担金の減免) 第九条 管理者は、次の各号の一に該当する受益者の負担金を減免することができる。 一 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者 二 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者 三 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者 四 事業のため土地、物件又は金銭を提供した受益者 五 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者</p> <p>【基準】 根拠条文及び聖籠町下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第15条第2項の規定による。 (減免) 第十五条 2 管理者は、前項の申請書の提出があったときは、別表第二の下水道事業受益者負担金減免基準に基づき審査決定し、その結果を下水道事業受益者負担金減免決定通知書(別記様式第九号)により当該受益者に通知するものとする。ただし、この申請に係る決定が負担金を賦課する前になされた場合においては、第六条に規定する下水道事業受益者負担金決定通知書をもってこれを兼ねるものとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日